六　前条第六号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

七　前条第七号に掲げる事業　特定空港において当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であること。

（削る）

（削る）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画の作成、コンテナ貨物の配置に関する計画の作成又はコンテナ貨物の配置の状況の管理（ロにおいて「計画の作成等」という。）の用に供するサーバー

ロ　計画の作成等の用に供するソフトウェア

六　第一条第六号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

六　前条第六号に掲げる事業　当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ　当該事業に係る空港が空港法第四条第一項各号に掲げるものであること。

ロ　当該事業に係る空港における令和元年度の航空機の旅客数の合計が一千万人以上であること。

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～四　（略）

（新設）

五　第一条第五号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

七　第一条第七号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

六　第一条第六号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一二―二二

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 一　規則八―一八第三条第一項、第二項第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験である採用試験　五年 二～四　（略） 2・3　（略）	（名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 一　規則八―一八第三条第一項、第二項第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　五年 二～四　（略） 2・3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前に効力が発生した経験者採用試験（法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験をいう。次条において同じ。）である採用試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿（次条において「名簿」という。）の有効期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。